

東

(7) 2003年(平成15年)7月25日(金)

江戸時代の代官と 同じ最高裁判所

美和 勇夫

「くも膜下出血」が外因性の「パンチ」によるものか、内因性の「脳動脈瘤の自然破裂」によるものかについて私はこの紙面で四回連載した。この紙面で四回連載した。この紙面で四回連載した。

○ ○ ○

本件は当然、刑訴法第一条の「著しく正義に反する場合」として名古屋高等裁判所で裁判のやり直しを命じ、「複数の法医学博士の鑑定意見」を提出した。

もちろん、「審(地裁)での「パンチによるものと断定する法医鑑定意見」を求めて、再検討すべき事案であるのに、最高裁判所は下記のとおり、ひき逃げをしたのは自

まさる、江戸時代の離縁状と同じみくだりはん(三行半)の判決である。何の理由も書かれていないしるものである。

最高裁は、マスコミがさわぐ事件ははじめにや

はおかい」という東京医科大学、支倉法医学博士の意見書もつけてある。

○ ○ ○

本件は当然、刑訴法

★ 平成十五年七月一日
最高裁判決
「遠藤國家賠償事件」

分ではないとなんと一四年間争つて、最高裁で(刑事件)無罪となつた。

二審の裁判官を民事「国

賠裁判」で訴えていたの

日本裁判官は、(役

であるが、最高裁は、「二審の裁判官には過失なし」として(民事事件の)国家賠償請求を一切認めなかつた。

日本裁判官は、(役所はたいがいどこでもそうだが)高裁、最高裁と上へいくほど江戸時代の役人、代官とかわらないのである。

平成十五年(あ)第673号

決 定

本籍 [REDACTED]
住居 [REDACTED]

トランク運転手 [REDACTED]

昭和五十二年九月三日生

上記の者に対する傷害致死被告事件について、平成十五年3月17日名古屋高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人美和勇夫の上告趣意は、事実認定、量刑不当の主張であつて、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よつて、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成十五年7月8日

最高裁判所第二小法廷